

老発0607第2号  
令和元年6月7日

一般社団法人  
日本健康・栄養システム学会代表理事  
板倉 弘重 殿

厚生労働省老健局長



令和元年度老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）  
の国庫補助協議の結果について

平成31年3月28日付提出のあった国庫補助協議については、平成15年5月21日老発第0521001号本職通知「老人保健健康増進等事業実施要綱」第3条に規定する老人保健健康増進等事業評価委員会における評価の結果、別紙のとおり採択することとしましたので通知します。

## 番号 40

「リハビリテーションを行う通所事業所における栄養管理のあり方に関する調査研究事業」

### 【事業実施目的・事業内容】

リハビリテーション(以下、リハ)を効果的・効率的に進める上で適切な栄養管理が重要となること、近年多数報告されている。通所事業所での自立支援等のリハビリテーションにおいても、リハの計画や進捗を踏まえた栄養管理が重要となるが、通所サービスは毎日3食の食事提供を行うものではない。通所利用時という限られた時間のなかで在宅での生活状況等も踏まえる必要があり、施設サービス等における栄養管理とは異なる視点や技術が必要となる。平成30年度老健事業では、通所事業所におけるリハ、栄養管理の状況等に関する実態把握を行うとともに、その結果を基に、通所事業所でのリハに応じた栄養管理のあり方について検討を行った。しかし、通所事業所においてリハに応じた栄養管理を実効性のある形で広く展開していくためには、こうした栄養管理の具体的な取組内容(プロセス)、評価項目等について、介入を通じた効果検証が必要である。そこで、本事業は、平成30年度老健事業での検討結果も踏まえたうえで、通所リハ及び通所介護事業所において利用者の「食べる楽しみ」の支援や自立支援等に資する栄養管理を行い、その具体的な取組内容(プロセス)、評価項目等の検討を行う(必要となる記入様式例の検討も含む)。なお、これらの取り組みは、昼食の提供のあるケースと提供のないケースの両方について、非ランダム化比較試験の研究デザインによって検証し、介護報酬改定に寄与するものである。

## 番号 64

「介護保険施設における効果的・効率的な栄養ケア・マネジメント及び医療施設との栄養連携の推進に関する調査研究事業」

### 【事業実施目的・事業内容】

平成30年度介護報酬改定では、栄養マネジメント加算に係る常勤管理栄養士の配置要件が緩和され、介護保険施設の常勤管理栄養士が同一敷地内の介護保険施設と兼務することが新たに認められた。また、再入所時栄養連携加算が新設され、介護保険施設と医療施設の管理栄養士同士の連携の推進が図られた。今後、介護保険施設において効果的・効率的な栄養管理を一層推進していくためには、栄養マネジメント加算の要件緩和や再入所時栄養連携加算の新設による影響や課題について整理が必要である。そこで本事業では、栄養マネジメント加算について、平成30年度改定前より認められていた兼務対象も含めて、兼務の状況、常勤管理栄養士1名当たりの入所者数(担当入所者数)、要件緩和に伴うメリット・デメリット等の実態を把握するとともに、効果的・効率的な栄養ケア・マネジメントを行う上で必要となる具体的プロセスについて整理する。また、再入所時栄養連携加算については、対象となる入所者、連携先の医療施設等の実態を把握するとともに、本加算を活用した栄養連携の具体的メリットや、本加算の活用に係る課題等について整理し、介護報酬改定に寄与する。